

岩倉市サッカー協会フットサル部規約

1997年4月1日制定

2019年2月21日改定

2023年3月26日改定

(名称)

第1条 本部は、岩倉市サッカー協会フットサル部と称する。

(組織)

第2条 本部は、岩倉市サッカー協会フットサル部に加盟登録しているチームを以て組織する。

(目的)

第3条 本部は岩倉市サッカー協会フットサル部に加盟登録しているチームの相互の親睦を深め、近隣チームとの連携を密にして、フットサルの技術向上を図り、心身共に健全で礼儀正しいチームの育成並びにフットサルの普及を目的とする。

(事業)

第4条 本部は、前条の目的を達成する為に次の事業を行うものとする。

1. フットサル大会の主催及び運営
2. フットサルの技術指導及び普及発展の為の活動
3. 愛知県・西尾張及び岩倉市サッカー協会の各種事業への協力支援
4. その他本部の目的を達成する為の事業

(事業の遂行)

第5条 前条の事業を遂行する為に本部役員会・競技委員会・審判委員会・規律委員会を組織し、事業の立案・計画等を協議し運営する。加盟登録チームは事業遂行に積極的に協力、支援するものとする。

(役員会)

第6条 本部に次の役員を置く。
部長、副部長、審判・競技・規律の各委員長と副委員長及び事務局。

(役員を選出)

第7条 前条の役員は総会により選出、承認される。

(役員任期)

第8条 本部の役員任期は1年とし、再任を妨げない。
補欠の為選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員会)

第9条 競技・審判・規律の各委員会の委員は加盟登録チームより各1名ずつ選出し、構成する。欠員が生じた場合は該当チームより速やかに選出される。
競技・審判・規律委員会は本部の事業の円滑な運営及び推進にあたる。

(総会、委員会の開催)

第10条 1. 本部は年1回以上必要に応じて総会を開催する。
・本会にて前年度事業報告、会計決算報告をする。
・本会にて本年度の事業計画案、会計予算案の承認を受ける。
・本会にてその他議題の協議を行う。
2. 各委員会は、必要に応じて委員長権限にて開催することができる。

(予算、決算)

第11条 本部の予算は、本部加盟登録チームの登録費を以て各委員会で審議し、総会にて承認する。
毎年度の決算は、会計年度終了後、会計監査を経て総会にて承認する。
会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日を以て終了する。

加盟登録費は1チーム年額40,000円とする。

(地域貢献)

第12条 加盟登録チームは本部上部団体である岩倉市サッカー協会及び岩倉市スポーツ協会の各種事業に積極的に参加協力をし、地域への貢献を図る。

(審判資格)

第13条 加盟登録チームはその構成員に審判資格取得者4名以上有するものとする。ただし、新規加盟登録チームはその年度内に4名以上が審判講習会を受けることを条件とする。

(審判)

第14条 本部主催の大会及びリーグ戦の試合審判は、必ず審判資格取得者が行うものとする。審判資格取得者は本部主催の大会及びリーグ戦における試合審判の協力をする。

(除名及びペナルティ)

第15条 除名及びペナルティについて次のように定める。

1. 本部事業の運営・遂行に非協力的チームは部長権限により次年度登録を抹消することができる。
2. リーグ戦運営上著しく支障をきたすチーム及びスポーツマン精神・フットサルのマナーを著しく逸脱する者が所属しているチームは部長権限により除名処分ができる。
3. リーグ戦におけるペナルティについて
 - ・ 第1試合キックオフ時 17:30に3名揃っていない場合は棄権とみなす。ただし、事前連絡あってキックオフ後25分までに3名揃う場合はペナルティ無しとする。
 - ・ 無断棄権した場合(1回目) 罰金10,000円
 - ・ 無断棄権した場合(2回目) 除名処分
 - ・ 7日以上前に棄権の連絡をした場合 ペナルティ無し
 - ・ 6日前から当日までに棄権の連絡をした場合 罰金3,000円
 - ・ 事前に棄権の連絡をした場合で年3回したチーム 除名処分
 - ・ 棄権したチームは対戦相手に10点を計上する。(0-10)
 - ・ 当日審判資格者が居ない場合で、16:30までに本部に連絡があった時は本部及び他チームの審判資格者が審判を行い、審判料1試合1,000円を支払う。16:30以降に審判資格者が居ないことが判明したときは別添注意文第14項による。
4. リーグ運営及びアリーナ使用についての注意事項(別添)を厳守すること。
 - ・ 注意文に規定したペナルティポイントはリーグ戦の勝ち点に反映する。
 - ・ 年間ペナルティポイント -30以上累積の有ったチームは次年度の登録を認めない。

(保険)

第16条 本部主催の大会及びリーグ戦でプレーをする選手はスポーツ保険に加入すること。ただし怪我等の負傷については、主催者にて応急処置等の対応はするが、それ以外は各選手ならびに各チームの責任とする。
施設設備及び器物破損の修繕についても、該当チームの責任とする。

(細則)

第17条 本部に必要な細則は、役員会の決議を経て別に定める。